



2020年
10月号

総合社会福祉研究所 石倉康次（いしくら やすじ）

今月のテーマ

改正社会福祉法の問題点

法改正の5つの柱

2020年6月5日参議院本会議において「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が自民・公明・維新各党の賛成多数で可決成立しました。この改正は表の5つの柱が示されています。同じ国会に立憲民主党、国民民主党、日本共産党他の野党は共同で、介護・障害福祉従事者待遇改善法、重度訪問介護就労支援法、食事加算等存続法の3法案を提出しました。しかし、審議入りましたが可決には至らず、与党の消極姿勢が現れています。

「重層的支援体制整備事業実施計画」策定への関与の必要

まず1つ目の柱の「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」では、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法に係る、相談支援を一体的に実施する体制を整備する方向が打ち出されています。そのために市町村において「重層的支援体制整備事業実施計画」を地域住民や支援関係機関その他の関係者の意見を反映して策定することを定めました。

「重層的支援体制整備事業」には、「地域生活課題を抱える住民及びその家族その他の関係

者」に対する①「相談」「情報の提供及び助言」「支援関係機関との連絡調整」「高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助」、②「活動機会の提供」「訪問による必要な情報の提供及び助言」、③「拠点の開設」、④「地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯」への訪問・相談・情報提供、⑤「複数の支援関係機関相互間」の連携体制を整備する事業、⑥「支援が必要であると市町村が認める地域住民」に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の策定支援事業などが含まれます。さらにこれらの事業は市町村以外の者に「委託することができる」とされています。

これらの予防的な事業や制度の谷間に置かれた生活問題に関する行政責任が、地域住民や地域の社会福祉法人等の事業者に転嫁していくことにならないよう注意が必要になります。「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定に市民や事業者の立場から主体的に参加することが必要となるでしょう。

業務効率化、有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅の重視

さらに、市町村介護保険事業計画と都道府県介護保険事業支援計画の見直しにおいて「従事するものの確保及び資質の向上並びにその業務

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連絡に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができるようとする。
③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るために見直しを行う。
③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

表「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要」

の効率化」と「有料老人ホーム及び登録住宅のそれぞれの入所定員総数について定めるよう努める」を提起しています。

人材確保のために介護職員の待遇改善の強化を提起していないことは大きな問題です。ここで注視すべきは、「全世代型社会保障検討会議」の2020年2月の第6回会議での、損保ホールディングスの代表で経済同友会代表幹事の櫻田謙悟氏の発言です。彼は「平均的な介護施設では、1人の介護職員に対し、利用者2人をケア」としているが、「1人で4人の御利用者をケアすることができれば（中略）需給ギャップを確保できる」として、ITやロボット導入による「生産性の向上」を強調し待遇改善を放棄した配置基準緩和策を示したのです。

また、有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅（サ高住）への入居者は、特養ホームの整備に消極的な行政姿勢のもとで、急速に増えています。しかし、入居期間が長期化するにつれて要介護状態の進行や医療的ケアの必要度が高い利用者が増えています。ところが介護・看護・医療の職員体制は元々手薄ななかで、さまざまな事故や入居者と施設管理者の間での深刻なトラブルが増えているのです。

さらに、医療保険、介護保険、その他の保健医療等の情報を、医療保険被保険者番号を利用

して連結するデータベースづくりを、社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会の業務とすることを定めました。個人情報管理の具体化として注視する必要があります。

社会福祉連携推進法人を介した社会福祉法人の吸収・合併への道

今回創設される「社会福祉連携推進法人」が行う業務は①地域包括ケアシステムの構築も含めた、地域共生社会の実現に向けた連携②災害対応に係る連携③福祉人材確保・育成④本部事務の集約や生産性向上のための共同購入など、社会福祉事業の経営に係る支援⑤社会福祉法人への貸付業務などが列挙されています。この内①から④はわざわざ新たな法人創設が必要なのかその根拠は不明確ですが、⑤の「貸付業務」は、社会福祉法人の吸収・合併を促進し、大規模法人化を進める手段と見えます。

新型コロナ禍であっても事業の存続が求められたにもかかわらず、非正規依存で日割り計算制度の下に置かれた介護や障害福祉事業所や、3密状態であっても感染予防の仕組みが事業者任せとなつた保育事業所の多くは経営困難に追い込まれました。必要なのは合併ではなく利用者と共に歩む中小規模の社会福祉法人が、その役割を果たせるきめ細かい支援策であることは明らかです。